



山形県公報

令和2年11月13日(金)
第155号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 県営土地改良事業計画の変更……………(最上総合支庁農村計画課) ……1143
- 県営土地改良事業に係る換地処分……………(最上総合支庁農村整備課) ……1144
- 森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令の予定……………(庄内総合支庁森林整備課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……1145
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……1146
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(ICT政策推進課) ……1147
- 一般競争入札の公告……………(中央病院) ……同

告 示

山形県告示第776号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営春木地区土地改良事業(農地整備事業(経営体育成型))計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営春木地区土地改良事業(農地整備事業(経営体育成型))変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所
真室川町役場
- 縦覧に供する期間
令和2年11月18日から同年12月17日まで
- その他
 - この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この変更(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第777号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営小松原田地区土地改良事業に係る換地処分をした。

令和2年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第778号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり特別伐倒駆除を命ずる予定である。

令和2年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 区域及び期間

区 域		期 間
市 町 名	大 字 名 又 は 町 名	
鶴 岡 市	茨新田、長崎、西沼、辻興屋、面野山、千安京田、下川及び湯野浜	令和2年12月17日から 令和3年3月31日まで
酒 田 市	宮海、高砂、大浜二丁目、浜松町、宮野浦、十里塚、坂野辺新田、黒森、広岡新田及び浜中	同 上
遊 佐 町	吹浦、菅里、北目、江地、藤崎及び比子	同 上

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の伐倒及び破砕（森林病虫害等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35号）第1条に規定する基準に従い行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。

4 命令をしようとする理由

1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

- (1) 1の区域内において3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって庄内総合支庁長を経由して、知事に不服を申し出ることができる。
- (2) 3の措置を行う者は、この告示に係る命令の日から令和2年12月16日までの間に、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出るものとし、届出がないときはその措置を行う見込みがないものとみなす。
- (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(4)による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。
- (5) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

山形県告示第779号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
鶴岡市湯温海地内
 - 2 公共測量を実施する期間
令和2年9月23日から令和3年3月26日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）
-

山形県告示第780号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
鶴岡市大針地内
 - 2 公共測量を実施する期間
令和2年10月8日から同年11月20日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）
-

山形県告示第781号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
山形市西崎地内から東村山郡中山町大字達磨寺地内
 - 2 公共測量を実施する期間
令和2年10月14日から令和3年2月19日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（基準点測量、水準測量、地形測量、路線測量）
-

山形県告示第782号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
飽海郡遊佐町当山地内
 - 2 公共測量を実施する期間
令和2年10月19日から同年12月25日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）
-

山形県告示第783号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
最上郡戸沢村大字古口地内

- 2 公共測量を実施する期間
令和2年10月19日から令和3年1月15日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量、UAV搭載型レーザースキャナ計測）

山形県告示第784号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき真室川町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 真室川都市計画下水道
 - (2) 名称 真室川町公共下水道
- 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課

山形県告示第785号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和2年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第194号
- 2 指定の場所 東根市大林一丁目18番20の一部、18番36の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長 34.89メートル
- 4 指定年月日 令和2年11月4日

山形県告示第786号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

" 万場町支店	" 万場町6番8号	" "
" 西支店	" 栄町1番2	" "

を

" 西支店	" 栄町1番2	" "
-------	---------	-----

に改める。

附 則

この規程は、令和2年11月16日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県基幹高速通信ネットワークインターネット接続回線サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県みらい企画創造部 ICT政策推進課電子県庁・基幹ネット担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号
023(630)2098
- 3 落札者を決定した日 令和2年10月13日
- 4 落札者の名称及び所在地
東北インテリジェント通信株式会社 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目7番1号
- 5 落札金額 7,590,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和2年8月28日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、X線一般撮影システムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体に物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年11月13日

山形県立中央病院長 武 田 弘 明

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階 会議室2
 - (2) 日時 令和2年12月23日（水）午前10時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品の名称及び数量 X線一般撮影システム 一式 数量2
 - (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和3年3月31日（水）
 - (4) 納入場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院
 - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 令和2年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和2年2月4日付け県公報第77号）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴

力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。

(6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることが証明できること。

(7) 9の(1)により提出された仕様書により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院経営戦略課調達室 電話番号023(685)2623

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和2年12月14日（月）までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月7日（月）までに山形県立中央病院経営戦略課調達室に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

この場合において、申請書等を提出した者は、入札の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: X-ray general photography system: 2 set

(2) Time-Limit for tender: 10:00 A.M. December 22, 2020

(3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023(685)2623